

挨拶定着へ
(経営雑誌の記事より)

●ここを見ている

調査会社の本部長は「危ない会社を見分けるポイント」として、社員の挨拶ができているかを必ずチェックするという。

挨拶の有無は会社に入っただけで分かる重要な指標だと話す。

挨拶で社員同士のコミュニケーションが良いか、社内の規律が整っているかまで推測できると言います。

挨拶は会社の印象を左右する最も基本となるもので、挨拶で業績が変わる可能性が十分にある。光っている会社は、社員全員が挨拶し、整理整頓が行き届いています。

成功したからキレイにできているのではなく、当たり前のことを徹底しているから成功しているのです。

●挨拶ができない理由

「何がきちんとした挨拶なのか」の定義を具体的に共有できていない場合が多い。相手の目も見ずに挨拶しても伝わりません。

挨拶が上手くできない人は仲間と溶け込めなく、チームワークができない。

以前は、誰からも挨拶がなく、社員が下を向いたままでお通夜のような朝礼でした。

年配の社員は「挨拶なんて、どうでもいい」と言い、若い社員は「挨拶なんて照れくさくて恥ずかしい」と言われた。

「挨拶をしましょう！」という看板を掲げる会社はよく見るが、標語を掲げただけでできるようになるはずがない。

●挨拶を浸透させる7カ条

- ① 社長自ら率先する。
- ② 目を見て挨拶する。
- ③ 声の大きさ、表情など良い挨拶の基準を明確にする。
- ④ 挨拶の後、一言添える。
- ⑤ 挨拶の重要性を社員に説明し続ける。
- ⑥ 挨拶の浸透度をチェック表などに記録し、見える化する。
- ⑦ 全員が挨拶できるようになるまで諦めずに続ける。

●各会社の社長談

- ① 当たり前のことを徹底することがどこの会社でも一番難しい。それが徹底できれば大きな価値になる。
- ② 会社は縁あって集まった人の集団だから、心を通わせて楽しくやっていくべき。その第一歩として挨拶は重要項目です。
- ③ 挨拶を徹底することでチーム全員の動きがスムーズになることを実感した。
- ④ 最初は社長がうるさいから挨拶するという社員がいても良い。形から入って繰り返すうちに挨拶が自然と沁みついてくる。

社内だけでなく、会社の周りですれ違う人へも挨拶できるよう挨拶を拡げていきたいものです。



●定年退職後の再雇用について、「賃金引き下げは違法」？

「定年後に再雇用されたトラック運転手の男性3人が、定年前と同じ業務なのに賃金を下げられたのは違法だとして、定年前と同じ賃金を払うよう勤務先の横浜市の運送会社に求めた訴訟の判決が13日、東京地裁であった。

佐々木宗啓裁判長は「業務の内容や責任が同じなのに賃金を下げるのは、労働契約法に反する」と認定。

定年前の賃金規定を適用して差額分を支払うよう同社に命じた。

(同じ業務で定年後再雇用、賃金差別は違法 東京地裁判決 朝日新聞DIGITAL 2016年5月13日)

この記事を読んだとき初めは驚きましたが、その後は、「大丈夫だな」と確信しました。

●その理由は…

現在の法制度のもとでは、再雇用後の賃金が従前の75%未満に低下した場合、雇用保険から「高年齢雇用継続給付金」が支給されることになっています。よって、この国の制度そのものを否定することになるからです。そのことを裏付ける次のような裁判所判例があります。

●再雇用者の賃金引下げは45%ダウンも許容範囲 Y運輸事件大阪高等裁判所(平22・9・14判決)

本事件では、正社員当時と比べ、賃金は54.6%の水準までダウンしていました。そこで裁判所は、高年齢雇用継続給付に注目し、「継続給付は、60歳以降の賃金が60歳到達時の賃金月額75%以下となることを許容し、61%となることまでも具体的に細かく予測したうえで支給金の割合を決定している」と述べ、賃金引き下げは、制度上織り込み済みというべきものでもあると断じました。よって、労働条件の一方的な不利益変更には該当せず、同一労働同一賃金の原則や均等待遇の原則の適用もなく、公序良俗に違反するものではないと判断しています。

●結論

東京地裁の違法判決は、運送会社側が判決に不服として東京高裁に控訴しました。控訴審では、大阪高裁の判決が踏襲されると思いますので、控訴審の判決が注目されますね。

60歳定年後の再雇用の際に賃金改定があるのは当然のことです。

今まで通りの会社の方針で、再雇用の嘱託契約書を締結してください。

「あまり神経質にならないで」といことを伝えたくて紹介しました。

関東Office
高崎市常盤町133番地
Tel.027-330-5557

東海Office
駿東郡清水町新宿214-22
Tel.055-981-1166

北陸Office
富山県富山市栃谷440-5
Tel.076-471-8263